

(表)

9センチメートル

第 \_\_\_\_\_ 号  
官職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 年 月 日生

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の  
適正化及び活性化に関する特別措置法第17条第3項の規定による  
検 査 員 証

3センチメートル

写  
  
真

\_\_\_\_\_ 年 月 日 発 行  
\_\_\_\_\_ 年 月 日 限 有 効

国土交通大臣（地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長） 印

6.5センチメートル

(裏)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の  
適正化及び活性化に関する特別措置法抜すい

第17条

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般乗用旅客自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(6) 第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者